様式１

 　　　 　　　　　　年　　月　　日

 東京都知事　殿

特定建築者応募参加希望表明書

　当社は、東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業の特定建築者の募集に応募参加することを希望します。

　なお、本表明後に東京都から提供を受ける資料については、本募集への応募申込みの検討又は応募図書作成の目的にのみ使用し、東京都の承認を得ずに第三者への提供し、又は漏えいしないこと、グループで応募参加希望を表明する場合は、当該内容をグループの構成員に遵守させることを誓約します。

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者役職名 |  |
| 氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 担当者 | 所　　属 |  |
| 役 職 名 |   |
| 氏　　名 | (ﾌﾘｶﾞﾅ) |
| 所 在 地 |  |
| 電話番号 |  | FAX番号 |  |
| E-mail |  |
| グループ構成員（構成員の数に応じて、適宜、欄を追加・削除してください。） |
| ２ | 商号又は名称 |  |
| ３ | 商号又は名称 |  |
| ４ | 商号又は名称 |  |

１）本表明書に所要の事項を記入し、必要書類（募集要領第７章１(3)イ「応募参加希望表明の手続」に示す資力及び信用等の関連書類）を同封の上、郵送等（簡易書留、宅配便）により提出してください。

２）グループで応募参加希望を表明する場合は、代表者がグループ構成員欄も含め記入し、提出してください。また、必要書類の提出についても、代表会社がグループ構成員の必要書類も取りまとめて提出してください。

なお、応募申込みを行うまでは、特定建築者応募参加希望表明書に記載された者の中で、グループ構成員を変更することは可能です。

様式２

 　　 　　　　　年　　月　　日

特定建築者募集要領等質問書

　東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業の特定建築者の募集要領等について、以下のとおり質問します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  商号又は名称（代表者） |   | 管理番号： |
|  担　当　者 |  所　属： |
|  役職名： 氏　名： |
|  電話番号：　　　　　　　　FAX番号： |
|  電子メールアドレス： |
|  質 問 内 容 |  〔特定建築者の募集要領〕・（Ｐ　　　　　　）・（Ｐ　　　　　　） 〔その他〕・ |

注１）本質問書を、募集要領第７章１(3)エ「質問の受付及び回答」により

**令和３年（2021年）１月19日（火曜日）午後３時まで**に電子メール（添付ファイル）でお知らせください。件名は「泉岳寺駅地区（質問） 法人名」としてください。

　 ２）質問内容は、簡潔かつ具体的に記入してください。１枚で記入できない場合は、担当者欄を削除した同様式を作成して記入してください。

　 ３）質問内容は、どの項目に関する質問か分かるように記入してください。

例：（Ｐ３、上から４行目）

　 ４）管理番号欄には、東京都から返送された特定建築者応募参加希望表明書の写しに付されている管理番号を必ず記載してください。

様式３

 　　 　　　　　　年　　月　　日

特定建築者申込書

 東京都知事　殿

 住　所

 氏名（法人名）

 代表者の役職・氏名

　東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業の特定施設建築物の建築について、都市再開発法第118条の28第２項において準用する同法第99条の２第２項に規定する特定建築者として、下記のとおり別添書類等を添えて申し込みます。

記

添　付　書　類　等

　１　建築計画書及び概要版

　２　管理処分に関する計画書

　３　保留床部分に相当する敷地の共有持分の譲受希望価格（総額及び㎡単価）及び資金計画書

　４　権利床等の部分の提案整備費調書　[様式４]

５　共同特定建築者協定書（グループを結成する場合）[様式８]

* ２、３及び４については、それぞれ他の添付書類とは別に封筒に入れ、封をして提出してください。
* 応募図書等の審査は応募者が特定できない状態で行うため、建築計画書及び概要版には法人名などを表記しないでください。

様式４

**権利床等の部分の提案整備費調書**

|  |  |
| --- | --- |
| 権利床等の部分の提案整備費（消費税込） |  円 |

※他の応募図書とは別の封筒に入れ、封をして提出してください。

様式５

 　　 　　　　　　年　　月　　日

建築工事着手届

 東京都知事　殿

 住　所

 氏名（法人名）

 代表者の役職・氏名

　東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業の特定施設建築物の建築工事に着手したので、東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業施行規則第24条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

　１　敷地譲渡契約日

　２　工事着手日

　３　工事完了予定日

　４　添付資料

　　(1) 工事工程表

 (2) 図面

 (3) 建築確認済証（写し）

様式６

 　　 　　　　　　年　　月　　日

建築工事完了届

 東京都知事　殿

 住　所

 氏名（法人名）

 代表者の役職・氏名

　東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業の特定施設建築物の建築工事を完了したので、都市再開発法第118条の28第２項において準用する同法第99条の６第１項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

　１　敷地譲渡契約日

　２　工事着手日

　３　工事完了日

　４　添付資料

(1) しゅん工図

(2) 検査済証（写し）

様式７

 　　 　　　　　　年　　月　　日

□　□　承　認　願

（着工時期等建築計画を変更する場合）

 東京都知事 殿

 住　所

 氏名（法人名）

 代表者の役職・氏名

　東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業について、都市再開発法第118条の28第２項において準用する同法第99条の７の規定に基づき、下記のとおり□□の承認願を提出します。

記

　１

様式８

共 同 特 定 建 築 者 協 定 書（案）

（目的）

第１条　甲、乙及び丙（以下それぞれを「グループ構成員」といい、甲、乙及び丙を合わせて「当グループ」という。）は、東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業の施行者である東京都が実施する特定建築者の募集への応募、特定建築者予定者として選定された場合における「泉岳寺駅地区に係る特定建築者の業務に関する基本協定書」の締結、敷地譲渡契約（以下「契約」という。）の締結、契約締結後の特定施設建築物の建築工事及び敷地譲渡金額の支払の履行を共同して行うことを目的として、この協定を締結する。

（代表会社の名称）

第２条　当グループは、甲を代表会社とする。

（代表会社の権限）

第３条　甲は、敷地譲渡金額の支払及び特定施設建築物の建築工事の施工に関し、当グループを代表して、東京都と協議する権限を有するものとする。

　　　２　甲以外のグループ構成員は、甲が東京都と協議した結果に従うものとする。

（グループ構成員の連帯責任）

第４条　各グループ構成員は、契約の締結、敷地譲渡金額の支払及び特定施設建築物の建設工事の履行に関し、負担割合にかかわらず連帯して責任を負うものとする。

（グループ構成員の特定施設建築物敷地共有持分の割合及び敷地譲渡金額の負担割合）

第５条　当グループが特定建築者として決定された場合、東京都から買い受けることとなる特定施設建築物敷地の共有持分の割合は、次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| グループ構成員 | 敷地共有持分の割合 |
| 乙 | （小数点以下第１位まで） |
| 丙 | （　　　　　〃　　　　） |
| 丁 | （　　　　　〃　　　　） |
| 合　　計 | １００％ |

２　敷地譲渡金の額及び契約に先立ち納付する契約保証金の負担割合についても、前項の表のとおりとする。ただし、当該負担割合に変更があるときは、グループ構成員が相互に協議した上で別途決定することができるものとする。

（グループ構成員の特定施設建築物建築工事の出資割合）

第６条　当グループが特定建築者として決定された場合における当グループが建築する特定施設建築物の工事の出資割合は、次の表のとおりとする。ただし、当該出資割合に変更があるときは、グループ構成員が相互に協議した上で別途決定するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| グループ構成員 | 工事の出資割合 |
| 乙 | （小数点以下第１位まで） |
| 丙 | （　　　　　〃　　　　） |
| 丁 | （　　　　　〃　　　　） |
| 合　　計 | １００％ |

（工事途中におけるグループ構成員の脱退に対する措置）

第７条　グループ構成員は、東京都及び構成員全員の承認がなければ、当グループが建設工事を完成する日までは当グループから脱退することができない。

２　グループ構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存する構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存する構成員の特定施設建築物敷地共有持分の割合及び敷地譲渡代金の負担割合の割合は、グループ構成員の全員が相互に協議の上で決定する。

４　清算については、グループ構成員の全員が相互に協議した上で決定する。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処理）

第８条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合における処理については、前条第２項から第４項までの規定を準用する。

（権利義務の譲渡の制限）

第９条　グループ構成員は、本協定書に基づく権利義務を他人に譲渡することはできない。

（担保責任）

第10条　当該工事につき（種類又は品質に関して契約の内容に適合しない状態をいう。）があったときは、各グループ構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第11条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、グループ構成員の全員が相互に協議した上で誠実に処理するものとする。

　甲外 社は、上記のとおり共同特定建築者協定を締結し、その証としてこの協定書　 通を作成し、各グループ構成員記名押印の上、各々１通を保有し、うち１通を施行者に提出するものとする。

　　年　　月　　日

　　所在地

甲　　○○○○株式会社

代表取締役 ○　○　○　○

　　所在地

乙　　○○○○株式会社

代表取締役 ○　○　○　○

所在地

丙　　○○○○株式会社

代表取締役 ○　○　○　○